

分任契約担当官
自衛隊札幌地方協力本部長
菅 股 弘 信

以下のとおり一般競争入札を実施するので、契約条項承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

- (1) 件名等：Aグループ 携帯端末(スマートフォン)及び通信料 69台 仕様書のとおり
Bグループ データ通信端末及び通信料 34台 仕様書のとおり
- (2) 履行場所：自衛隊札幌地方協力本部
- (3) 履行期間：①平成31年4月1日～平成32年3月31日 ②平成32年4月1日～平成33年3月31日
但し元号を改める政令が公布された場合は、その新元号による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格において、「役務の提供等」の「D」以上の格付けを有する者で、北海道地域に競争参加資格を有する
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

自衛隊札幌地方協力本部 総務課 会計班

4 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 入札日時：平成31年2月12日(火)13時30分～(13時15分以降入室可)
- (2) 場 所：札幌市中央区北4条西15丁目1 自衛隊札幌地方協力本部(5階会議室)

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し落札業者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し契約者が「入札及び契約心得」に従って契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。)

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反して入札した場合
- (3) 入札金額、入札者(委任された者も含む)の氏名及び押印された印影が判明し難い入札
- (4) FAX・電報及び電話による入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。又、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」の記載がないもの。又、誓約事項に虚偽が有った場合や違反した場合

7 契約書の作成

落札者は落札決定・本予算成立後、遅滞なく各グループ履行期間①②ごと契約書を作成する。

8 落札決定方法

- (1) 各グループごと履行期間①②を合計した総額(税抜き)が、予定価格制限範囲内の最低価格入札者を落札者とする。(ユニバーサル料は考慮しない)尚、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、平成28・29・30年度の資格審査結果通知書(写し)に加え、平成31・32・33年度資格審査の申請手続き書類(写)を提出すること。又、平成31・32・33年度資格審査結果通知書が発行されたならば、速やかに写しを提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。
- (5) 郵便による入札は、事前に自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班(担当:岡田)に送付の旨を連絡する。入札書はグループ別に封筒に入れ、それぞれの封筒には「○グループ 件名入札書在中」とグループ名・件名をそれぞれ記入し、資格審査結果通知書(写)等を同封の上、書留郵便(簡易書留可)にて平成31年2月8日(金)17時までに自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班へ必着とする。この際、担当岡田に送付の旨を連絡するものとする。
- (6) 再度入札は直ちに実施する。但し郵便入札等を含む入札において再度入札を行う場合、平成31年2月15日(金)13時30分に実施する。この際郵便により入札する場合は、9(5)と同様の方法で平成31年2月14日(木)17時までに自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班に必着させること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
自衛隊札幌地方協力本部総務課会計班 担当：岡田 TEL 011-631-5471
- (8) 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌地方協力本部募集課 担当：堀 TEL 011-631-5472

10 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：札幌商工会議所、自衛隊札幌地方協力本部、札幌駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、苗穂分屯地
自衛隊札幌地方協力本部ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/sapporo/index.html>
- (2) 掲示期間：平成31年1月25日～平成31年2月12日

Aグループ

調達要求番号:9M101C55001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕様書番号
携帯端末(スマートフォン)及び通信料	札幌地本-C-Z-193001
	作成 平成 31年 1月 15日
	変更 平成 年 月 日
	作成部隊等名 自衛隊札幌地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊札幌地方協力本部(地域事務所等)において使用する、市販品のスマートフォンについて規定する。

2 製品

製品は、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」に適合するものとし、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

3 基本仕様等

- (1) 連続待受時間(400時間以上(4GLTE))
- (2) OS(Android6.0、ios10以上)
- (3) ディスプレイ(6.9インチ以下)
- (4) 内蔵メモリ(16GB以上)
- (5) 防水・防塵
- (6) 付属品(AC充電機)
- (7) スマートフォン端末は、国内メーカーが発売した機種とする。
- (8) 上記については、機種を選定する場合の参考として必要最小限を例示したものである。

4 プラン等(契約単位:2年)

- (1) 基本使用料
国内通話無料(他社含む)
- (2) データ通信料
2GB以上
- (3) インターネット接続料
- (4) 保守(補償)料
- (5) 通話料明細発行料
- (6) 事務手数料
- (7) ユニバーサル料

5 番号ポータビリティ(スマートフォン)を利用し、現在使用中の電話番号を引き継ぎ、平成31年4月1日0時から使用可能なこ

6 機種の納品

包装・包装の表示は商習慣による。尚、検査については契約担当官等が定める検査実施要領とする。

7 その他

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

Bグループ

調達要求番号:9M101C55002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物 品 番 号	仕 様 書 番 号
データ通信端末及び通信料	札幌地本-C-Z-193002
	作 成 平成 31年 1月 15日
	変 更 平成 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名 自衛隊札幌地方協力本部

1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊札幌地方協力本部(地域事務所等)において使用する、市販品のデータ通信端末について規定する。

2 製品

製品は、「国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律」に適合するものとし、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

3 基本仕様等

- (1) インターフェイス(USB2.0 HighSpeed)
- (2) 通信速度(受信最大220Mbps以上、送信最大15Mbps以上)
- (3) 対応OS (Windows7/Windows8/Windows8.1/Windows10(32bit/64bit))
- (4) 付属品(接続コード等)
- (5) データ通信端末は国内メーカーが発売した機種とする。
- (6) 上記については、機種を選定する場合の参考として必要最小限を例示したものである。

4 プラン等(契約単位:2年)

- (1) データ通信料(無制限)
- (2) インターネット接続料
- (3) 使用料明細発行料
- (4) 事務手数料

5 使用開始の時期

平成31年4月1日0時から使用可能なこと。

6 その他

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合、ただしアについては子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、イについて子会社の方が会社更正法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合、ただしアについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をい
社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任され
管財人を現に兼ねている場合

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社
に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があ
認められる場合